

議案第18号

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係
る事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例等
の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)の一部改正により、同法及び同令の題名が改正されることに伴い、これらの題名を引用する部分を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例(令和 2 年羽曳野市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 2 条第 3 号、第 10 号、第 11 号及び第 12 号の表備考 4(2)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

(羽曳野市建築基準法施行条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表 4 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

(羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例(令和 2 年羽曳野市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表備考 3(1)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第1条関係 <u>羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「法」という。)に係る事務の手数料を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)を受けようとする者(前号に掲げる者を除く。)又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する書面の交付を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <p>表 省略</p> <p>(4)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係</p>	<p>第1条関係 <u>羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「法」という。)に係る事務の手数料を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)を受けようとする者(前号に掲げる者を除く。)又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する書面の交付を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <p>表 省略</p> <p>(4)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る建</p>

る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

(11) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 29 条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

(12) 法第 41 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

省略

備考

1～3 省略

4 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 省略

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 25 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

(3) 省略

5・6 省略

(13) 省略

以下省略

築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

(11) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

(12) 法第 41 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

省略

備考

1～3 省略

4 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 省略

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 25 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

(3) 省略

5・6 省略

(13) 省略

以下省略

第2条関係

羽曳野市建築基準法施行条例

別表(第6条関係)

項	区分	金額
1～3 省略		
4	法第7条第1項の規定による完了検査の申請(当該申請に係る建築物の工事が <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u> に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)	省略
5～63 省略		

附表1～附表10 省略

第3条関係

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例

(手数料の金額等)

第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等

第2条関係

羽曳野市建築基準法施行条例

別表(第6条関係)

項	区分	金額
1～3 省略		
4	法第7条第1項の規定による完了検査の申請(当該申請に係る建築物の工事が <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u> に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)	省略
5～63 省略		

附表1～附表10 省略

第3条関係

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例

(手数料の金額等)

第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等

計画(法第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準(以下この条において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第 53 条第 1 項の認定若しくは法第 55 条第 1 項の変更の認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

省略

備考

1・2 省略

3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この号において同じ。)

(2)・(3) 省略

4～6 省略

(2)～(8) 省略

以下省略

計画(法第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準(以下この条において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第 53 条第 1 項の認定若しくは法第 55 条第 1 項の変更の認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

省略

備考

1・2 省略

3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この号において同じ。)

(2)・(3) 省略

4～6 省略

(2)～(8) 省略

以下省略

